

田上町いじめ問題調査委員会 調査報告書

田上町いじめ問題調査委員会

1 調査の概要

本報告書は、田上町いじめ問題調査委員会設置要綱に基づき、田上町教育委員会の諮問により、いじめの重大事案の疑いがある本件について、本会において調査した報告である。

本委員会は、令和5年7月6日から調査を開始し、令和6年2月6日に報告書をまとめ、教育委員会に提出した。

本調査における本件とは、[]にあったとされる [] A（加害）とB（被害）が関係するいじめとされる事案とそれ以外でもBがいじめであるにとらえている事案及び翌年Bが不登校となった件との関連や当時の当該校や田上町教育委員会の対応である。

本調査は、以下の2つを目的として実施した。

- (1) [] のいじめにより、[]以降不登校となったとされる件について、いじめの事実関係等を調査する。
- (2) 中学校及び田上町教育委員会の本件に対する対応の課題を検証する。

2 調査結果について

(1) いじめの事実関係等の調査

① いじめの有無について

Bに対するいじめはあった。

根拠は、当該中学校から田上町教育委員会に提出された「生徒の非行（いじめ）事故報告書」（以下、いじめ報告書）を提出していることである。

提出は、[] 12月20日である。

このいじめ報告書は、中越教育事務所を経由して新潟県教育委員会が受理している。これは、学校が1年半前のいじめの事実関係を調査した上での報告であり、そこにはAによるBへのいじめの事実が記述されている。このいじめ報告書作成にあたってのAへの聞き取りや相談、指導記録もあり、丁寧に事実関係を確認したものと考えてよい。

② いじめの内容

1年時、AによるBへのいじめの言動が2点指摘されている。

- ・ [] Bに対してAは、「そんなこともできないのか」と言った。
- ・ 「ぼくは冗談が通じないからやめて」と訴えるBに対して、Aは「Bっておもしろいよね。冗談だよ。」と言った。

これらの言動によりBはいじめられたと感じた。

③ 上記、いじめ報告書以外のいじめ

学校は、B父からのいじめ調査依頼を受け、[] 3月24日に無記名でいじめに係るアンケートを実施した。(欠席者に対しても、後日調査)

これは、B父と内容や実施方法について確認した上で実施された。

無記名だが、番号で回答生徒を特定できるため、実施後もB父とともに回答と名簿とを照らし合わせた。その上で、学校側の「再確認必要な生徒はいますか」の問いかけに、B父は、「いない」と答えたと資料にある。さらにB父は、「第三者委員会で直接かかわった5人から聞き取ってほしい」との要望を出している。なお、この5人に対する聞き取りは学校は行っており、④でそのことに触れる。

アンケート結果によると、次の点が明らかになった。

- 1 Bのテストをのぞき「点数低いね」と言ったり、点数や順位を聞いた生徒がいた。
ある 3人 聞いたり見たりした2人
- 2 バレーボールのサーブ失敗に対して「なんでそんなこともできないんだよ」と言った生徒はいなかった。
言った0人 見たり聞いたりした0人
- 3 Bの体をくすぐるなどしたのを見た生徒がいた。
ある0人 見たり聞いたりした1人
- 4 からかうように笑ったのを見た生徒がいた。
ある0人 見たり聞いたりした1人
- 5 教諭がBのテストに対して「お前は、ばかか」と言ったのを見聞きした生徒がいた。
見た2人 聞いた2人
- 6 集めたチリを箒で舞上げるいたずらをした生徒はいなかった。
ある0人 見たり聞いたりした0人
- 7 理科の時間に馬鹿にしたり見下したりしたことがある生徒がいた。
ある1人 見たり聞いたりした1人
- 8 「ピンク色が似合う」と言った生徒がいた。
ある1人 見たり聞いたりした2人

- 9 授業中につづいた生徒はいなかった。
ある0人 見たり聞いたりした0人
- 10 「かわいいね」と言った生徒はいなかった。
ある0人 見たり聞いたりした0人
- 11 耳元でささやいた生徒はいなかった。
ある0人 見たり聞いたりした0人

このアンケートによると、いじめ報告書とは異なる結果になっているが、
のいじめから していることもあり回答のとおりである
とは言えない部分もあると考えられるが、Aによるいじめ報告書に記述さ
れた以外にもBが、A以外からいじめられたと認識する出来事が複数回あ
ったことが分かる。B父との前出のやりとりもあり、学校は「ある」「見
たり聞いたりした」生徒には、その後学校は、聞き取りを行っていない。
しかし、このアンケートの1「テストの点」については、当時の担任は、
これがあつた当時、学級全体に対して指導済みである。

5教員の発言「お前は、ばかか」の発言については、前校長はその事実
を認識していなかったが、B父からの指摘を受けて、現校長は聞き取りを
行っている。

7理科時間のことについてはアンケート以前に聞き取り済みで、生徒は、
ばかにしたつもりはなかったと答えているが、それらの生徒に対しても、
今後そのように受け取られるような発言は慎まなければならないことな
どを丁寧に説明し、指導済みである。

いずれの行為もその場限りのもので継続的に行われていない点、その場
その場でのBからの相談等がないこともあり、次の2点以外は、いじめ類
似行為にあたるものであると考えた。

いじめにあたるひとつは、テストをのぞき「点数低いね」と言ったこと。
もう一つは、教師により「お前は、ばかか」という発言である。

いじめ類似行為も含め、アンケートにあるこれらは、Bの行動や性格、
身体的な特徴や学力などをからかうものが多く、Bは学校生活が辛かつた
であろうことは想像に難くない。とりわけ、教諭による「お前は、ばかか」
の言動については、本委員会では、Bにとって大きな出来事であつたので
はないかと、教諭への聞き取りの実施を教育委員会に要請した。これに関
しては、当該教諭は、その発言はしていないとしているが、アンケートで
は上記の通り、見た生徒が2人、聞いた生徒が2人いる。さらに、Bへの
当たりが強かつたという指摘もあつた。本委員会では、教師の心ない言動
が、生徒のAに対する言動を助長させたということもあるのではないかと
いう意見もあつた。

一方、「点数低いね」という言葉やそれ以外の言動については、学校の指導が行われ現在は卒業していることもあり、本委員会としては個々の聞き取りは行っていない。その理由は、いじめ報告書とアンケートだけでも、本委員会の調査目的である、いじめの有無の認定は、十分であると考えたからである。また、聞き取りにより、アンケートにある個々のいじめや類似行為と不登校との関係を明らかににはできないと判断したからである。

もう1点、いじめ報告書にある「そんなこともできないのか」とアンケートにある「なんでそんなこともできないんだよ」は、同じ場面のことでない可能性がある。Aは、教師の聞き取りで「そんなこともできないのか」と言ったことは認めているが、バレーボールの場面は違うと語っている。そして、このアンケートでも、バレーボール場面に関しては、言った0人 見たり聞いたりした0人となっている。もちろん、双方に、時間の経過による記憶の曖昧さも考慮しなければならないが、「そんなこともできないのか」というAの言葉が、どの場面であるか他の資料からも特定できなかった。

④ 不登校後にBが指摘した当時のいじめについて

2年時の11月にB父からBが1年生の時のことを思い出し、Aの他にも5人のやったことが許されないと断言しているという訴えについては、訴え後の学校側の聞き取りにより明らかになり、多少の認識や記憶のずれはあるが、上記のアンケートに対する考察でも述べたように、いじめや類似行為があったといえる。ただし、本委員会においては、生徒への新たな聞き取りは行わないことにした。理由は、これらのいじめや類似行為は明らかにされており、新たな聞き取りを行わなくても認定できるものであるからである。

アンケート後のB父との合意もあり、A以外の5人ことについては、以上である。

なお、B父から、本委員会に提出された第三者委員会宛の願いがある。本委員会は、第三者委員会ではなかったが、公平に慎重に事実を積み重ねて結論を出すため、開封し資料とした。そこに記載されている、「度重なる「いじり」や「からかい」等のいじめによる不快な出来事が続き」という記述がある。いじめや類似行為の発生については、②③及び④で述べたとおりである。なお、そのことと不登校との関係については、後述する。

⑤ 不登校直近の出来事

■■■■に不登校になる直接的なきっかけになる事象はなかったか、出された資料から洗い出した。Bが不快な出来事として「授業中につつかれる」ということがあり担任に相談したが、Bが思ったようには解決して

もらえないと感じる出来事について検討した。本委員会が担任に聞き取りの要請をした結果は、当時、Bからも保護者からもそのような相談はされていないと言ったことだった。アンケートでもBへのそのような行為は確認できず、B父からの再調査の依頼はなかった。ただ、Bへということではなく授業中にいたずらする生徒に対して担任は注意していて、学級全体にも注意したことはあるということだった。

本委員会としては、この出来事の事実関係は不明とした。

上記以外では、[]の時点でBへのいじめを学校は認知しておらず、Bからいじめに関する相談もないことから、不登校直近には、それにつながる記録はなく、いじめや類似行為の出来事は確認できない。

ただ、B父の資料にあるBが担任に「授業中つつかれる」と相談したと述べていることは軽視できない。

このことだけに限らず、当時からかわれることもあったBは、信頼していた担任に対して、もう少し丁寧に寄り添ってほしかったという思いがあったのではないかと想像する。しかし、これも確認作業がBから行えないこともあり、教師からの聞き取りだけでは、委員の想像の域を出ない。一般的には、信頼している者からの態度に悔しく思ったり残念に思い辛い気持ちになったりすることは十分に考えられる。教師は、被害を訴えた者だけでなく、気にかけるべき生徒（一般的には、[]としてきた生徒や小学校から注意してほしいとの引き継ぎがある生徒、それ以降であれば、アンケート等や相談、日々の観察等で気になる回答や言動がある生徒あるいは、何らかの支援が必要な生徒）に対しては、より丁寧にそしてしっかり寄り添って考えていかなければならないことは言うまでもないことなので、事実確認はできなかったことではあるが、ここに記すこととした。

(2) いじめと不登校との関係性

上記のAからのいじめ及びアンケートや聞き取り等で明らかになったいじめと類似行為の事実と1年後の不登校との関係性は、本件において重大である。

なぜなら、本件が重大事案であるかどうかに関わることだからである。

まず言えることは、Bにとって耐えがたい出来事や不安が、時間を経て顕在化することは稀なことでは無いということである。つまり、不登校になったのが1年後であるといった長い時間経過が、因果関係が薄いと判断

する事にはならない。一般的には、ひとたび辛く悲しい出来事や耐えがたい屈辱があった場合、数ヶ月後、あるいは数年後に精神的な落ち込みや不安の増大などがあることは、自明のことである。これを踏まえて、いじめの指導や相談は、継続的にそして丁寧に行わなければいけない。

重ねて言うと、被害者の性格や行動の特徴、考え方の特性などは、いじめられる理由には決してならないし、本人がいじめと感じていることに対しては、丁寧に対応しなければならないことは言うまでもない。

前出のB父からの委員会に提出された資料には、「現在も、その行為がフラッシュバックして不眠に悩まされており精神的身体的ダメージが大きく、病院で受診した結果、上記出来事の影響により「適応障害」「社会的コミュニケーション症」と診断され、他人との関わりを極端に恐れるようになり、自殺を考えることも度々あり、私達が対応を誤ると命の危険がある状態」との記述は重く受け止めた。

B父としては、子の幸せを思い、現状を心配していることはとても痛いほど理解できる。また、会うことはできなかったが、Bの不安な心情へ思いを寄せた。

ただ、本件に関しては、いじめ報告書やアンケートに記載されたことが、不登校の直接の要因であり、因果関係があると客観的に判断し認定することもまた難しさはある。

その理由は、Aからいじめがあった[]や登校していた[]までの本人のアンケート回答やいじめ被害に関する文章、いじめアンケート結果を受けた教師の聞き取りや教師へのいじめの訴えやそれによる不安の訴えを確認しても、当時はAに関することは確認できない。また、他のいじめや類似行為も前出のとおり現在は確認できるが、いじめの相談に関して、B本人からもB保護者からも、不登校前には確認できない。

さらに、因果関係を判断する場合、A及び他の生徒への聞き取りによるいじめの事実だけでは判断できない。[]の時期の聞き取りはデリケートであったことは想像に難くなく、学校は丁寧に必要な聞き取りを行っているが、これらの聞き取りは、いじめや類似行為があった証明にはなり得ても、それと不登校と関連づけることにはならないからである。

いじめと不登校との関係を述べるには、Bの行動や言動の記録、聞き取りなどが不可欠であることから、Bが回答したアンケートや学校生活の状況などの資料を検討したが、いじめと不登校との因果関係に関する証言や記録、訴えなどの判断材料がなく、当時不登校状態のBへの直接の聞き取りもできないままとなっている。そして現在も、Bへの聞き取りや、B父

から提示された医師の診断内容への聞き取り調査もできない状況では、因果関係の強さやありなしの結論は出せないと判断した。

ただし、先にも述べたように、精神的に大きな負荷があった場合、時間を経てから不安な心情や学校へ行きたいけれども行けないといった不登校という状況になることはある。よって因果関係はないという結論もまた出せない。十分な資料が無いために不明というのが委員会の結論になる。

B父が[]および[]の準備を進め、Aも[]している状況での本委員会の調査の意味合いや意義についても委員会の中で議論が出た。B父の資料に「[]が妥当と判断した」との文言もあり、本委員会の結論如何に関わらず、[]の判断を求めているのであれば、本委員会は委員会として、事実と確認できるものから判断したことを報告し、その使命を果たしたとすることとした。

結論は、以下のとおりである。

1 Aからのいじめの有無については、動かしがたいものとして「あった」と明確な結論を出し、教師の聞き取りやアンケートで明らかになったいじめや類似行為についても「あった」と結論を出した。

2 因果関係については「不明」とした。

結論とは別に、本委員会としては、大きな悪意や自覚がなかったとしても結果としてBを傷つけたことなどのいじめや類似行為が明らかになった生徒たちへ心からの反省を促したいと考えた。そのために、卒業後であっても当時聞き取りをした教師が連絡を取り、いじめや類似行為の具体的な事実を指摘し、反省を促すとともに、これからの成長や心のケアのため丁寧な対応をすることを要請した。

(3) 当該校及び田上町教育委員会の当該事案に対する対応の課題

① 本事案発生以前

B父資料によると、入学当初、母親と校長（当時）との面談で[]で、いじめにあう可能性が高いので注意してほしいと母親は依頼していて、その時点でのより丁寧な対応や見取り、本人への適切な声がけなどが必要であったことは言うまでもなく、それが丁寧に行われていれば、本事案は未然に防げた可能性はある。[]ということは、さまざまなトラブルの可能性があり、小学校への聞き取りや保護者面談など、より丁寧な対応が求められることは言うまでもない。

ただ、その面談について教育委員会から前校長に聞き取りをしてもらい、面談の事実や内容、そして引き継ぎの有無を確認したが、前校長は、

記憶はないとのこと。また、記録もなく、よって現校長への引き継ぎもなかった。さらに、小学校からの特段の連絡や引き継ぎもなかったとのこと。校長ではなく、入学生担当者が、小学校に連絡して聞き取りを行っていると考えられるが、特段注意を喚起するような引き継ぎはなかったのか、記録も残っていない。

② 第三者委員会の招集

1年後に不登校になった時点でのいじめの訴えであったとしても、保護者から訴えがあった以上、この時点で重大事案の可能性のあるのではとの考えを持ち、学校は、1年前にあったいじめを報告するだけでなく、再調査の手順や外部機関との連携を含め、即座に教育委員会へ相談をすべきであった。場合によっては、教育委員会が、第三者委員会を招集する判断が必要だったのではないかと、本委員会では結論づけた。この時期を逃したとしても、本委員会に提示されたB父の資料によると令和5年1月に「第三者委員会で聞き取りをしてほしい」との依頼が保護者から教育委員会にあった。この時点であれば、[]の難しいタイミングではあるが、[]のことであり、A保護者の同意を得られれば第三者委員会が直接聞き取りを実施したり、Bへも教員以外の聞き取り実施、例えばカウンセラー派遣などで、聞き取りも実施できたりした可能性はある。

③ いじめ報告書

いじめ報告書にも「[]、BのAに対する不安は変わらず、[]から欠席し始め、[]に不登校となった。」と記載され、学校は、いじめが原因の不安が、不登校の一因であったという認識はあるようだが、その根拠などは記載されておらず、不明である。

このいじめ報告書には、学校としての反省点や処置や対策も丁寧に記載され、誠実に記載し報告したものと判断できる公文書であることから、学校はこの事案を重く受け止め、真摯に今後の取り組みを行っていく意志をくみ取ることができるものである。この報告書作成時点及び、提出後も、教育委員会の指導を受け、より綿密な調査を実施し、正確な記録を残すべきであった。

④ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

調査の中で、学校は、重大いじめ事案として1件、[]の文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に報告している。これは、田上町教育委員会、中越教育事務所、新潟県教委を経由しているものであり、そのいずれかの時点でもさらに

丁寧な調査や聞き取りができたはずであることも改善点である。その報告した1件が何であるか、そして指導の経緯やいじめの解消の有無など、教育委員会が確認し、指導助言する必要がある。重大いじめ事案の場合は、いじめ被害者により丁寧に寄り添うことが基本であり、本人はもちろん保護者のつらさや怒りや悲しさに誠実に答えていくことが当該機関には求められるからである。

3 いじめの予防及び防止策について

(1) 学校への提言

① いじめ発生予防策

いじめ報告書に記載されているように、いじめが発生して、その発見が遅れたことについて、Bに相談しやすい環境が提供されていなかったことと、教職員の見取りや情報共有が不十分であったことを上げている。

このことはとても大切なことだが、その前にいじめが発生しない学校ぐるみの体制と具体的な対策が必要である。

Q-Uアンケート等を用いて、現在の生徒の状況、学級の状態、生徒同士の関係性を客観的に把握し、状況に合った具体的な取組が必要である。アンケートの読み取りの研修会や具体的なアンケート結果を教師間で話し合う場を設定することを提言する。

また道徳教育を中核として生徒の心を健全に育てることや学級活動やキャリア教育で将来を見通せる教育にも力を入れてほしい。

② よりよい人間関係づくり

現代の若者の間では、いじめるという明確な意識がない中で、「うざい」と言ったり「いじり」を行ったりが日常的に行われる風潮がある。さらに対面でないSNSの中でのやりとり、匿名性の中で心ない言葉が飛び交っている現状がある。

それを見聞きする中で、自分に向けられたものでないことでも受け手の心理状態や性質、性格の相違により、強い衝撃や心痛を受け止めてしまうことがある。ましてや自分に向けられたものであるならば、心の傷となり、学校に足を向けられなくなったり、感情の表出が不得意になったり、時には激したり、落ち込んだりすることがあるだろう。だからこそ多くの子らが集まる学校では、言語環境を整え、だれもが不安を抱かず自分を出せる場にしていかなくてはならない。例えば、子どもたちがソーシャルスキルトレーニングを発達状況に応じて学ぶ場を設けたり、よりよい人間関係を体験的に学ぶ構成的グループエンカウターの実践が適切に行える教師を育てたりすることを提言する。

③ 教師と生徒との心の交流

学級には多くの生徒がいる。また、学級以外の部活動の場面や委員会活動などでも多くの生徒が交流する。集団で生活する中では、必ずトラブルや行きちがいが起こるものである。その日々起こるさまざまな出来事に対して教師は、それをキャッチするすべを持つ必要がある。例えば、「心のノート」で生徒個々とやり取りしたり、相談時間をこまめに設けたりする必要がある。学級便りなどで、教師の思いや学級の状態を生徒や保護者にフィードバックしていくことも大切である。

教育現場は、さまざまな業務があり忙しいが、学校全体で教師一人一人の業務内容を見直し、生徒に向き合う時間の確保を工夫することを提言する。

④ いじめ発見のために

先に述べたQ-Uやいじめアンケートなどを定期的実施し、生徒の回答結果を複数で丁寧に点検し、見逃すことなく丁寧に対応することが必要である。アンケート実施から処理、気になる回答への相談、指導の手順を記載したマニュアルを作り、定期的に見直すとともに、いじめ対策委員会を開催し、複数の教員や必要であれば外部委員を招集しいじめ見逃し0を実現すべく行動連携することを提言する。

⑤ いじめが発生した場合

いじめ見逃し0をめざし日々取り組む中で、発生したいじめに対しては、丁寧に対応し、情報を共有し、指導記録をきちんと残し、場合によっては、カウンセラーや外部機関と協力し解決を目指す必要がある。そのためには、常設のいじめ対策委員会を校組織に明確に位置づけ、定期的開催して記録を残すこと。また、発見者から報告する手順も事前に周知し、その手順を定期的に確認する場を設定することを提言する。

(2) 教育委員会への提言

① 学校への指導助言

発生したいじめに対して学校と丁寧にやりとりし、指導記録や相談記録を共有する。さらに、教育委員会内にも、外部有識者を加えた常設のいじめ対策委員会を設置することを提言する。

② いじめ報告書作成

学校から報告されるいじめ報告書は、学校と丁寧にやりとりし、不確かな部分を正し、再発防止策が着実に実行されているかなどのやりとりをいじめ終結まで丁寧に行うこと。その指導助言記録を確実に残すことを提言する。

③ 第三者委員会

重大事案発生と判断した場合だけでなく、その可能性が強いと考えた場合は、躊躇なく第三者委員会を招集するなどし、外部機関の調査に協力することを提言する。

④ 業務の精選

学校が、業務を精選し、生徒と向き合う時間を確保できるよう、相談員などの補充的な人員の確保や、部活動の外部委託や作業業務を担当する人員の補充など、予算措置を検討して教員の負担軽減を図ること。また、教員一人一人のカウンセリングの技術の向上や学級経営の力を向上させるために、無理のない範囲で、長期休業中などに適切な研修を組むことも提言する。

令和6年2月6日 作成

